

平成21年10月8日

舞鶴市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会策定委員長 様

社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
会長 小林 舜治

諮問書

舞鶴市社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核の組織として、誰もが安心して暮らすことのできる「心ふれあう福祉のまちづくり」のため、地域福祉・在宅福祉活動の推進に努めてまいりました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行、世帯の少人数化、核家族化、福祉制度の改革など、住民の生活課題は複雑・多様化しております。

そのような中で、社会福祉法で明確に位置づけられた社会福祉協議会として、市域の状況をふまえ、さらに地域福祉活動を推進するための地域の課題を明確にし、総合的かつ体系的な推進計画を確立することが急務となっております。

舞鶴市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について諮問いたします。

なお、本計画の策定を平成23年3月31日までとし、当協議会の推進する事業として位置づけてまいりたいと考えております。

平成23年1月28日

社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
会長 小林 舜治 様

舞鶴市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会
策定委員長 芝 田 宇佐男

舞鶴市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について(答申)

平成21年10月8日付で諮問のあった舞鶴市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について、別冊のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

本計画については、地域の代表である本会理事、評議員、さらには、専門機関・団体から選出された策定委員において、慎重に審議を行い策定したものです。

なお、本計画については、次の事項にご配慮いただくことを申し添え答申といたします。

記

1. 本計画の趣旨、内容について、市社協関係者、関係機関・団体等に周知を図り、理解と協力が得られる等に努めてください。
2. 本計画の実施については、理事会で十分に論議をしていただき、推進体制の整備を図り、実施計画に基づきその実現に努めてください。
3. 国、府、市行政の動向を見極め、必要に応じ点検、見直しを行い、推進に努めてください。

舞鶴市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 舞鶴市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定等に関する調査及び審議するため、舞鶴市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、舞鶴市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 1 舞鶴市における地域福祉の推進を図り、福祉課題の解決に向けた地域福祉活動計画の策定に関すること。
- 2 地域福祉活動計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30名以内で組織する。

- 2 策定委員は、舞鶴市社会福祉協議会の理事、評議員及び関係諸団体の中から選出し、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定及び計画期間が終了する日までとする。ただし、任期中に交替がある場合、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 策定委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長は、策定委員会の会務を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議決は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査研究部)

第8条 策定委員会に調査研究部を置く。

- 2 調査研究部員は、策定委員の中から選出し、部長1名、副部長3名を置く。
- 3 調査研究部に、舞鶴市社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員が参画するものとする。
- 4 策定委員会及び調査研究部で必要と認められた場合は、第2項の委員以外から調査研究部に参画させることができる。
- 5 調査研究部は、策定委員会に付議すべき事案について、調査研究及び調整等を行う。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会及び調査研究部が必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明または意見を聞くことができる。

(旅費及び費用弁償)

第10条 委員等が職務のため市外に旅行したときは、費用弁償として舞鶴市社会福祉協議会旅費規定に基づき旅費を支給する。ただし、別表3等級の額とする。

- 2 委員等が、策定委員会等その他の職務のために市内に召集されたときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

(事務局)

第11条 策定委員会事務局は、社協事務局におく。

- 2 事務局は、社協事務局の職員で構成する。
- 3 策定委員会及び調査研究部に関する庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び調査研究部の運営において必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月24日から施行する。
- 2 最初に召集される策定委員会については、第7条の規定に関わらず会長が召集する。

舞鶴市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会策定委員名簿

(平成22年11月末現在)

策定委員会

(順不同・敬称略)

| 委員名 | 氏 名 | 所 属 団 体 名 |
|--------|---------|-----------------|
| 策定委員長 | 芝 田 宇佐男 | 京都府社会福祉協議会元事務局長 |
| 策定副委員長 | 山 川 正 穀 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 〃 | 倉 橋 貢 | 舞鶴自治連区長連協議会 |
| 策定委員 | 上 西 優文子 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 〃 | 多 田 明 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 〃 | 田 中 敏 夫 | 舞鶴自治連区長連協議会 |
| 〃 | 高 岸 堂 男 | 舞鶴自治連区長連協議会 |
| 〃 | 菌 田 日出雄 | 舞鶴市福祉部 |
| 〃 | 大 橋 裕 子 | 舞鶴社会福祉施設連絡協議会 |
| 〃 | 瀧 口 不三子 | 舞鶴市ボランティアセンター |
| 〃 | 増 山 寛 一 | 舞鶴市老人クラブ連合会 |

策定委員会・調査研究部

| 委員名 | 氏 名 | 所 属 団 体 名 |
|---------|-----------|-------------------------|
| 調査研究部長 | 四 方 守 | 舞鶴自治連区長連協議会 |
| 調査研究副部長 | 片 山 熱 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 調査研究副部長 | 長 谷 川 順 市 | 舞鶴市身体障害者団体連合会 |
| 調査研究副部長 | 池 内 紀代子 | 舞鶴子ども育成支援協会 |
| 調査研究部員 | 増 山 義 生 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 〃 | 鈴 木 貫 一 | 舞鶴市民生児童委員連盟 |
| 〃 | 藤 原 隆 一 | 舞鶴自治連区長連協議会 |
| 〃 | 藤 井 俊 博 | 舞鶴市福祉部子ども未来室(平成22年3月まで) |
| 〃 | 大 石 等 | 舞鶴市福祉部子ども未来室(平成22年4月から) |
| 〃 | 櫻 井 秀 之 | 舞鶴市中学校校長会(平成22年3月まで) |
| 〃 | 船 本 忠 成 | 舞鶴市中学校校長会(平成22年4月から) |
| 〃 | 芦 田 政 善 | 舞鶴市小学校校長会 |
| 〃 | 淡 路 由 紀 子 | 舞鶴社会福祉施設連絡協議会 |
| 〃 | 山 本 裕 | 舞鶴社会福祉施設連絡協議会 |
| 〃 | 田 中 國 雄 | 舞鶴市ボランティアセンター |
| 〃 | 橋 本 健 生 | 舞鶴市ボランティアセンター |
| 〃 | 森 口 清 滋 | 舞鶴市共同募金会 |
| 〃 | 常 塚 朋 子 | 舞鶴市母子福祉会 |
| 〃 | 掃 部 克 重 | 舞鶴市過疎地住民福祉委員会 |
| 〃 | 池 田 恭 司 | 舞鶴青年会議所(平成21年12月まで) |
| 〃 | 網 干 勝 之 | 舞鶴青年会議所(平成22年1月から) |
| 〃 | 西 村 彩 | 京都府社会福祉協議会(平成22年3月まで) |
| 〃 | 大 林 孝 至 | 京都府社会福祉協議会(平成22年4月から) |

※ 策定委員の所属団体は、委員を委嘱したときの団体名です。